

生体の登録申請手続きについて

**※生体の登録票の有効期間は5年です。
5年毎に更新手続きが必要となります。**

1. 申請をおこなう前に

【申請書を作成する前に確認いただくこと】

1. 申請する生体の種名の確認
2. 合法的に取得した生体であることの確認
3. 個体識別措置の確認

1-1. 生体の種名を確認してください。

- ・ 種名のわからない生体は登録することはできません。まずは種名を確認してください。
- ・ まだ登録していない生体の場合、「買い取るのであずかります」「まずは送ってください」と言われて応じると法律違反となります。預けた方、又は預かった方も、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法（以下、「法」という）第12条第1項違反として第57条の2に基づき、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがありますので、ご注意ください。

1-2. 合法的に取得したものであることを確認してください。

- ・ 登録申請することのできる生体は、法で規制される日（規制日は種によって異なります。）の前に国内で取得した、又は国内に輸入されたもののみです。
- ・ その事実が確認できないものについては、登録ができません。もし、事実を偽って登録を行った場合には、法第57条の2に基づき、登録を受けた者が5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがあります。また、登録を行わずに譲渡し等を行った場合には、譲り渡した方、受け取った方の双方に、法第12条第1項違反として第57条の2に基づき、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれらの併科を科せられることがありますので、ご注意ください。

1-3. 個体識別措置がされていることを確認してください。

- 一部の生きた動物の登録申請及び更新申請には、個体識別措置が義務付けられます。個体識別措置が必要な種に関して、個体識別措置がないものや、その証明ができないものの登録や更新はできなくなりますのでご注意ください。

【個体識別措置が必要な種と法令で認められた個体識別措置方法】

対象種	個体識別措置
哺乳綱のうち、水生生物以外	マイクロチップ
鳥綱全種	マイクロチップ又は脚環 (クローズドリング、3桁以上の識別刻印)
爬虫綱全種 ※但し欄外記載の種を除く	マイクロチップ
オオサンショウウオ属全種	マイクロチップ

※ 爬虫綱のうち個体識別措置の対象外とされている種は以下の通り

ケラトフォラ・エルデレニ
ケラトフォラ・カル
ケラトフォラ・テンネンティイ
セイロンオマキキノボリアガマ
コフォティス・ドウムバラ
アンズエトキノボリアリゲータートカゲ
キャンベルキノボリアリゲータートカゲ
フサキノボリアリゲータートカゲ
フロストキノボリアリゲータートカゲ
メレドナキノボリアリゲータートカゲ
ロゼッタヒメカメレオン
ゲンカクマルメスベユビヤモリ
ダウンディンイロワケヤモリ
アオマルメヤモリ
イエロオオカナヘビ

- マイクロチップの埋込については、獣医師にご相談下さい。なお、マイクロチップに関する情報については、(公財)日本獣医師会のホームページなどをご参照下さい。

2. 登録申請書及び必要書類について

- 書類の内容については、本申請をする前に自然環境研究センターの担当者が事前確認をさせていただきますので、申請書類を送付する前に、自然環境研究センターまで

電話でお問い合わせ下さい。

- なお、事前連絡なしで書類を送付された場合は、通常より審査に時間がかかる場合がございます。また、書類の内容によっては返却させていただく場合もございます。ご了承ください。

電話番号 03-6659-6018

(自然環境研究センター 国際希少種管理事業部)

2-1. 登録申請書

- 記入方法は「登録申請書の記入例」を参照してください。

2-2. 申請する生体の写真

- 「写真について」を参照し、カラーで鮮明な写真を撮影してください。

2-3. 取得経緯の自己申告書

- 申請書類の上の「記述すべきこと」を参考に記載をお願いします。
- 必要事項の記述内容が非常に重要です。可能な限り詳細に記述をお願いします。
- 書ききれなかった場合は、書類の裏面に続けて記述してください。

2-4. 取得の経緯の裏付けとなる書類

- 法で規制される前に、生体を取得したことを証明する書類が必要となります。
例) 取得当時の領収書、販売証明書（取得者の氏名が正しく記載されているもの）
申請者が自身で輸入した場合は通関書類
※これらの書類に関しては、まずは探してみてください。
探してみてもどうしても見つからない場合は、改めて連絡をお願いします。

2-5. 識別番号証明書および識別番号を確認することができる写真

- 個体識別措置が必要な種であるかを前ページで確認の上、用意をお願いします。

2-6. 本人確認が出来る書類の写し

- 自動車運転免許証、保険証、住民票等、公的機関が発行した申請者の本人確認ができる書類の写し（コピー）。
- 法人の場合は登記簿本の写し。履歴事項全部証明書。